

豊橋市教育委員会訓令第1号

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（平成5年豊橋市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第1（第2条関係）

職員の区分		勤務時間	週勤務時間	休憩時間	週休日
教育	(略)				
政策 課	豊橋高等学校用	8:00～15:00	30時間	12:00～13:00	日曜日及び土曜日
	務員				
(略)					
生涯 学習 課	(略)				
(略)					

改正前

別表第1（第2条関係）

職員の区分		勤務時間	週勤務時間	休憩時間	週休日
教育	(略)				
政策 課	豊橋高等学校用	8:00～15:00	30時間	12:00～13:00	日曜日及び土曜日
	務員				
	豊橋高等学校調 理員	8:30～15:15 13:00～19:00	28時間45分	12:00～13:00 15:00～15:15	日曜日及び土曜日
(略)					
生涯 学習 課	(略)				
図書 館	A勤務職員	9:15～17:15	31時間	12:30～13:30	4週間につき 8日
		8:30～15:30		12:00～13:00	
	B勤務職員	12:15～19:15		13:00～14:00	
(略)					

改正後				
別表第2（第3条関係）				
職員の区分		勤務時間	休憩時間	週休日
(略)				
生涯 学習 課	少年自然の家職 員、野外教育セン ター職員	8：30～17：15 6：30～15：15	12：00～13：00	4週間につき8日
	(略)			

改正前				
別表第2（第3条関係）				
職員の区分		勤務時間	休憩時間	週休日
(略)				
生涯 学習 課	少年自然の家職 員、野外教育セン ター職員	8：30～17：15 6：30～15：15	12：00～13：00	4週間につき8日
	南稜地区市民館職 員	<u>8：30～17：15</u>	<u>12：00～13：00</u>	<u>4週間につき8日</u>
図書 館	中央図書館職員	<u>8：30～17：15</u> <u>10：30～19：15</u>	<u>12：00～13：00</u> <u>13：00～14：00</u>	<u>4週間につき8日</u>
	向山図書館職員	<u>8：30～17：15</u> <u>10：30～19：15</u>	<u>12：00～13：00</u> <u>13：00～14：00</u>	<u>4週間につき8日</u>
	大清水図書館職員	<u>8：30～17：15</u> <u>12：30～21：15</u>	<u>12：00～13：00</u> <u>16：00～17：00</u>	<u>4週間につき8日</u>
	(略)			

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。